

令和6年度中山間地域等直接支払交付金事業の実施状況について

○ 中山間地域等直接支払交付金事業の要旨

山鹿市は、菊地川の上流域に位置し、北部域や、東部域などに傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮していますが、担い手の高齢化、減少等に伴い耕作放棄が増加することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されています。

このため、山鹿市では、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金（以下、「交付金」という。）を同制度第4期対策実施満了の令和元年度まで実施してきました。令和2年度からは、第5期対策としてさらに5年間継続することで、適正な農業生産活動等が維持され洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じ交付金の対象地域の経済活動や生活環境等が改善されるとともに、当該地域以外の地域の住民に対しても、水源のかん養、保健休養等の多面的機能が及ぶものと期待しています。

○ 令和6年度中山間地域等直接支払交付金事業における山鹿市の実施状況

令和6年度中山間地域等直接支払交付金事業における山鹿市の実施状況につきまして、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知、最終改正令和3年4月1日付け2農振第2196号農林水産事務次官依命通知）第12及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産事務次官依命通知、最終改正令和3年4月1日付け2農振第2197号農林水産省農村振興局長通知）第16の1の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1) 集落協定の概要

山鹿市における集落協定は、いわゆるセンサス集落とは違い、一団の農用地を構成する対象農用地に属する耕作者により構成されており、集落における将来像や将来像を実現するための目標や活動計画をまとめた集落マスタープランを作成し、農業生産活動等として取り組むべき事項を定めて、農用地の保全活動や水路・農道等の管理、多面的機能を増進する活動などを行っています。

(2) 協定農用地の基準別の面積及び交付額

（単位：m²、円）

区 分			令和6年度交付実績				
			対象面積	交付金額	負担区分		
					国費	都道府県費	市町村費
田	[1]		8,128,875	140,240,679	70,120,279	35,060,079	35,060,321
	一般	急傾斜	4,065,730	99,076,767	49,538,334	24,769,113	24,769,320
		緩傾斜	4,063,145	41,163,912	20,581,945	10,290,966	10,291,001
畑	[2]		4,004,409	50,583,288	25,291,590	12,645,732	12,645,966
	一般	急傾斜	3,035,619	45,799,557	22,899,748	11,449,833	11,449,976
		緩傾斜	968,790	4,783,731	2,391,842	1,195,899	1,195,990
計	[1]+[2]		12,133,284	190,823,967	95,411,869	47,705,811	47,706,287
	地域 区分	一般地域	12,133,284	190,823,967	95,411,869	47,705,811	47,706,287
		特認地域	0	0	0	0	0
	傾斜 基準	急傾斜	7,101,349	144,876,324	72,438,082	36,218,946	36,219,296
		緩傾斜等	5,031,935	45,947,643	22,973,787	11,486,865	11,486,991

(3) 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付額

区 分	令和6年度交付実績 (単位：戸、m2、円)					
	協定締結数			参加 農家数	交付対象 面積	交付額
	既認定	当該年度 新規認定	合 計			
集落協定	124	0	124	1,954	12,133,284	190,823,967
個別協定	0	0	0		0	0
計	124	0	124	1,954	12,133,284	190,823,967

(4) 農業生産活動等の実施状況

令和6年度 農業生産活動等の実施状況

農業生産活動等として取り組むべき事項	集落数
1 必須事項(農業生産活動等)	
(1) 耕作放棄の防止等の活動	
[1] 貸借権設定・農作業の委託	8
[5] 農地の法面管理	116
[6] 柵、ネットの設置等鳥獣被害防止	4
[9] 担い手の確保	2
(2) 水路、農道等の管理活動	
[1] 水路の管理	110
[2] 農道の管理	124
2 選択的必須事項(多面的機能を増進する活動)	
(1) 国土保全機能を高める取組	
[1] 周辺林地の下草刈	95
(2) 保健休養機能を高める取組	
[6] 景観作物の作付け	4
(3) 自然生態系の保全に資する取組	
[10] 堆きゅう肥の施肥	25
[15] その他活動	1
集落マスタープラン	
目指すべき将来像	
[1] 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	120
[3] 協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生可能な所得を確保	4
将来像を実現するための活動方策	
[3] 農業生産条件の強化	1
[9] 共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	123

(5) 農業生産活動等の体制整備の実施状況

農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	集落数
集落戦略の作成	
[1] 集落戦略の作成	124